



品川区議会だより

No.219 発行 平成22年(2010年)4月28日 発行所 品川区議会事務局(〒140-8715)東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111(大代表) 5742-6810(直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>



神明児童遊園(通称・タコ公園)

第1回定例会の議案

平成22年第1回定例会は、2月24日から3月26日までの31日間の会期で開催されました。区長から、「法定外公共物管理条例」などの議案が、議員より「シルバー人材センターへの補助の縮減を行わないよう求める意見書」の議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(新規)

▼法定外公共物管理条例
法定外公共物を適正に管理するため、必要な事項を定める。

(1) 行き止まりまたは狭小な通路

(2) 水路 など

施行期日 平成22年4月1日

条例(一部改正)

▼行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例
教育委員会および選挙管理委員会の委員の報酬月額を減額するほか、旅費の種類を改める。

(現行)

報酬月額

委員長 28万9千円

委員長職務代理者

委員 25万5千円

委員 23万8千円

報酬月額

委員長 28万7千円

委員長職務代理者 25万3千円

委員 23万6千円

施行期日 平成22年4月1日

▼区長および副区長の給与および旅費条例

区長および副区長の給料月額を減額するほか、旅費の種類を改める。

(現行)

給料月額

区長 116万5千円

副区長 93万5千円

(改正後)

給料月額

区長 115万6千円

副区長 92万8千円

施行期日 平成22年4月1日

▼教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の給料月額を減額するほか、旅費の種類を改める。

(現行)

給料月額

81万4千円

(改正後)

給料月額 80万8千円

施行期日 平成22年4月1日

▼監査委員の給与等に関する条例

常勤監査委員の給料月額および非常勤監査委員の報酬月額を減額するほか、旅費の種類を改める。

(現行)

常勤監査委員の給料月額 69万1千円

非常勤監査委員の報酬月額 35万円

代表監査委員 35万円

その他の識見監査委員 31万4千円

議員のうちから選任された監査委員 18万5千円

(改正後)

常勤監査委員の給料月額 68万6千円

非常勤監査委員の報酬月額 代表監査委員 34万7千円

その他の識見監査委員 31万2千円

議員のうちから選任された監査委員 18万4千円

施行期日 平成22年4月1日

▼職員定数条例

行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。

(現行)

2千578人

(改正後)

2千551人(平成23年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。)

施行期日 平成22年4月1日

▼職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

育児参加休暇を特別休暇として新設する。

(1) 対象者 育児に参加しようとする男性の職員

(2) 内容 配偶者の産後の期間において特別休暇を5日付与する。

施行期日 平成22年4月1日

▼職員の特務手当に関する条例

不規則勤務手当の支給範囲および支給金額を改める。

(1) 年末年始に係る不規則勤務手当を廃止する。

(2) 不規則勤務手当の上限額を「2千円」から「1千500円」に改める。

(3) 交替制勤務に係る不規則勤務手当の支給対象を午後8時30分以後にわたる勤務に改める。

施行期日 (1)および(2)の改正規定は平成22年4月1日、(3)の改正規定は平成23年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例

退職手当を適正に支給するため、支給制限および返納制度を見直す。

施行期日 平成22年4月1日